

社会福祉法人郡光福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人郡光福祉会（以下「法人」という）の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(年間報酬総額)

第3条 この法人の全理事の報酬総額は、年間500万円とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間10万円とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第4条 役員が理事会に出席した時は、別表1による報酬と別表3による旅費交通費を支払う。

2 評議員が評議会に出席した時は、別表1による報酬と別表3による旅費交通費を支払う。

3 役員及び評議員が、入札審査会など法人が開催する会議に出席した時は、別表1による報酬と別表3による旅費交通費を支払う。

(役員及び評議員の業務報酬等)

第5条 理事長及び常務理事（事務長）が、法人及び事業所の運営業務に従事した時は、別表2による報酬を支払う。

2 理事長及び常務理事以外の理事が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したとは、別表2による報酬を支払う。

3 監事が法人及び事業所への指導監査への立会及び運営状況の指導若しくは監査の業務に従事した時は、別表2による報酬を支払う。

4 前各項業務に従事した時の旅費交通費は、別表3により支払う。

(出張旅費等)

第6条 役員及び評議員が、法人及び事業所の運営業務のため出張する場合は、第5条の報酬に加えて別表4による日当及び旅費交通費を支給する。

2 業務執行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費等は出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、

出張終了後清算することができる。

(重複支給の防止)

第7条 役員及び評議員が、理事会及び評議員会に出席し、当該開催日当日に第5条の規定により業務に従事したときは、理事会及び評議員会に係る報酬及び旅費交通費は支給しない。

- 2 施設の職員を兼務する役員は、施設職員としての業務を除く法人職務に限り、この規定を適用することができる。

(改正)

第8条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

(平成29年6月21日 改正)

この規程は、平成29年6月21日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬
理事会	日額 3,000 円
評議員会	日額 3,000 円
入札審査会等	日額 3,000 円

別表 2

名 称	業務報酬
理事長	103,700/月
常務理事	175,200/月
役員及び評議員	日額 3,000 円

別表 3

区 分	旅費交通費
自家用車	15 円 / k m (上郡町外に限る)
公共交通機関	実費
宿泊費	実費

別表 4

旅費	宿泊費	日当	その他
実費	実費	3,000 円	実費